

(目的)

第1条 本県において、地域の特性を活かし、地域の住民等が参画して再生可能エネルギーの事業の立ち上げを促進するため、こうち再生可能エネルギー事業化検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、以下の事項についての検討を行う。

- (1) 再生可能エネルギーの事業化に向けた調査、計画立案
- (2) 再生可能エネルギーの普及
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要と認められる事項

(委員及び組織)

第3条 協議会の委員は、学識経験者、民間企業、NPO等民間団体、行政関係者、その他知事が必要と認める者のうちから知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、平成26年3月31日までとする。但し、知事が必要と認める場合は、任期の延長ができるものとする。
- 3 協議会に会長を置く。
- 4 会長は、高知県林業振興・環境部副部長をもって充てる。
- 5 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(会議)

第4条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は公開とする。ただし、協議会において特に必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(部会)

第5条 協議会は、第2条に定める事項について、エネルギーの種別ごとに必要な検討を行うため、次の各号に定める検討部会（以下、「部会」という。）を設置することができる。

- (1) 太陽光発電検討部会
- (2) 風力発電検討部会
- (3) 小水力発電検討部会
- 2 部会の委員は、協議会の委員から会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会の委員の互選により定める。
- 5 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集する。

(関係者の意見)

第6条 会長または部会長が必要と認める場合は、委員以外の者をオブザーバーとして協議会または部会へ出席させ意見を求めることができる。

(外部アドバイザー)

第7条 会長または部会長は、協議内容に関して専門的な立場から助言を得るため、適宜外部アドバイザーを依頼し、その意見を聴くことができる。

(地域コーディネーター候補)

第8条 地域コーディネーター候補は、県内での再生可能エネルギーの事業化に向けた地域での取り組み支援等を目的とし、第2項に定める業務内容に照らして適当と認められるものに対し、会長が指名する。

- 2 地域コーディネーター候補の業務内容は、次の各号に定めることとする。
 - (1) 地域主導による再生可能エネルギー事業に関する研修会等への参加
 - (2) 地域での再生可能エネルギーの事業化に向けた情報収集、調査及び支援等
 - (3) 協議会及び部会への参加及び活動内容等の情報共有
 - (4) その他、目的を達するために必要な取り組み
- 3 地域コーディネーター候補の任期は、平成26年3月31日までとする。但し、会長が必要と認める場合は、任期の延長ができるものとする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、高知県林業振興・環境部新エネルギー推進課に置く。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定めることができる。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年11月11日から施行する。

(経過措置)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる協議会は、知事が招集する。

附則

この要綱は、平成24年7月13日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年7月29日から施行する。

こうち再生可能エネルギー事業化検討協議会構成員名簿

氏名	所属・役職	部会	備考
荒川 浩一	高知県太陽光発電普及協会 副会長 荒川電工(株) 代表取締役社長	太陽光	
奥田 敏弘	よさこいメガソーラーLLP 入交住環境(株) 設備グループ グループ長	太陽光	
山本 稔	NPO法人環境の杜こうち 事務局長	太陽光	
池田 康友	高知市環境部 新エネルギー推進課長	太陽光	
島崎 哲	南国市 環境課長	太陽光	
山崎 孝志	安芸市 環境課長	太陽光	
尾崎 泰嗣	土佐市 都市環境課長	太陽光	
林 功	高知県公営企業局 次長	太陽光	
山田 晃男	元 高知工科大学 教授	風力	
松木 敦則	四電エンジニアリング(株) 電気部新エネルギー建設2グループ長	風力	
川上 光章	梶原町 越知面地区長	風力	
吉田 尚人	梶原町 副町長	風力	
畠中 伸也	高知県公営企業局電気工水課長	風力	
杉本 明	高知県林業振興・環境部 副部長	-	協議会会長

順不同